

2024・7

いわき市議会定例会議案

令和6年7月

提　　出　　議　　案

議案第 1 号	いわき市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の制定について	3
議案第 2 号	いわき市自転車等駐車場条例の改正について	7
議案第 3 号	いわき市駐車場条例の改正について	13
議案第 4 号	令和 6 年度いわき市一般会計補正予算（第 3 号）	（別紙）
議案第 5 号	令和 5 年度いわき市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	19
議案第 6 号	令和 5 年度いわき市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	21
議案第 7 号	令和 5 年度いわき市病院事業会計決算の認定について	23
議案第 8 号	令和 5 年度いわき市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	25
議案第 9 号	令和 5 年度いわき市地域汚水処理事業会計利益の処分及び決算の認定について	27
議案第 10 号	令和 5 年度いわき市農業集落排水事業会計決算の認定について	29
議案第 11 号	工事請負契約の変更について	31
議案第 12 号	権利の放棄について	33
議案第 13 号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	35
報告第 1 号	令和 5 年度いわき市水道事業会計継続費精算報告書について	39
報告第 2 号	令和 5 年度いわき市下水道事業会計継続費精算報告書について	41
報告第 3 号	専決処分の報告について	43
提出			
	公益財団法人いわき市教育文化事業団経営状況について	45

一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況について	47
常磐湯本温泉株式会社経営状況について	49
一般財団法人福島県いわき処分場保全センター経営状況について	51
株式会社いわき市観光物産センター経営状況について	53

議案第 1 号

いわき市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の制定について

いわき市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 18 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の規定により行う事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料)

第3条 次の各号に掲げる事務については、1件につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 法第12条第1項及び第30条第1項の規定による工事の許可の申請に対する審査 別表に掲げる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、同表に定める額
- (2) 法第16条第1項及び第35条第1項の規定による工事の変更の許可の申請に対する審査 別表に掲げる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をする土地の面積（当該変更に係る部分に限る。）の区分に応じ、同表に定める額

(手数料の徴収時期)

第4条 前条の手数料は、同条の申請の際徴収する。

(手数料の減免)

第5条 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の事情があると認めるときは、第3条の手数料を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をする土地の面積	金額	
	宅地造成又は特定盛土等の場合	土石の堆積の場合
500平方メートル以内のもの	16,000円	11,000円
500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	27,000円	13,000円
1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	39,000円	16,000円
2,000平方メートルを超える、3,000平方メートル以内のもの	57,000円	19,000円
3,000平方メートルを超える、5,000平方メートル以内のもの	72,000円	28,000円
5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	96,000円	31,000円
10,000平方メートルを超える、20,000平方メートル以内のもの	150,000円	38,000円
20,000平方メートルを超える、40,000平方メートル以内のもの	230,000円	52,000円
40,000平方メートルを超える、70,000平方メートル以内のもの	370,000円	72,000円
70,000平方メートルを超える、100,000平方メートル以内のもの	530,000円	100,000円
100,000平方メートルを超えるもの	690,000円	130,000円

議案第 2 号

いわき市自転車等駐車場条例の改正について

いわき市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 18 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

いわき市自転車等駐車場条例（平成5年いわき市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表いわき市いわき駅前東自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

いわき市並木の杜自転車専用駐車場	いわき市平並木の杜1番地
------------------	--------------

第3条第1項中「いわき市いわき駅前東自転車等駐車場及びいわき市湯本駅前自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）」を「自転車等駐車場」に改め、同条第2項中「は午前6時から午後9時30分までとし、」を「及び」に、「1月1日から同月3日までの日」を「、別表第1のとおり」に改める。

第4条中「次」を「別表第2」に改め、同条各号を削る。

第9条第1項中「自転車等駐車場」の次に「（いわき市並木の杜自転車専用駐車場を除く。以下同じ。）」を加える。

附則の次に別表として次の2表を加える。

（「次の2表」は別紙）

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	入出場ができる時間	入出場ができない日
いわき市いわき駅前東 自転車等駐車場	午前6時から午後9時30 分までの時間	1月1日から同月3日ま での日
いわき市並木の杜自転 車専用駐車場	午前零時から午後12時ま での時間	
いわき市湯本駅前自転 車等駐車場	午前6時から午後9時30 分までの時間	1月1日から同月3日ま での日

別表第2（第4条関係）

名称	使用できる自転車等
いわき市いわき駅前東 自転車等駐車場	(1) 自転車 (2) 原動機付自転車
いわき市並木の杜自転 車専用駐車場	自転車
いわき市湯本駅前自転 車等駐車場	(1) 自転車 (2) 原動機付自転車

備考

- 1 この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

議案第3号

いわき市駐車場条例の改正について

いわき市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

いわき市駐車場条例の一部を改正する条例

いわき市駐車場条例（昭和61年いわき市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表いわき市平鉄北駐車場の項の次に次のように加える。

いわき市並木の杜駐車場	いわき市平並木の杜1番地
-------------	--------------

第3条中「平鉄北駐車場」という。)」の次に「、いわき市並木の杜駐車場(以下「並木の杜駐車場」という。)」を加える。

第5条第2項中「平鉄北駐車場」の次に「及び並木の杜駐車場(第7条第1項に規定する定期駐車券を使用する場合(以下「定期使用の場合」という。)に限る。次項において同じ。)」を加え、「第7条第1項に規定する」を「当該」に改め、同条第3項中「平鉄北駐車場」の次に「、並木の杜駐車場」を加える。

第7条第1項中「平鉄北駐車場」の次に「及び並木の杜駐車場」を加え、同条第2項中「平鉄北駐車場」の次に「又は並木の杜駐車場」を加える。

第8条第1項中「いわき駅北口駐車場」の次に「、並木の杜駐車場(定期使用の場合を除く。)」を加える。

別表第1中

「

平 鉄 北 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物も含め、長さ5メートル以下、高さ2メートル以下及び幅2メートル以下のものに限る。)	1月ごとに	6,600円
平 十 五 町 目 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物も含め、長さ5メートル以下、高さ2メートル以下及び幅2メートル以下のものに限る。)	30分までごとに	100円

る。)		
」		

を

平 鉄 北 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物も含め、長さ5メートル以下、高さ2メートル以下及び幅2メートル以下のものに限る。）	1月ごとに	6,600円
並 木 の 杜 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物も含め、長さ5メートル以下、高さ2.1メートル以下及び幅1.95メートル以下のものに限る。）	40分まで	無料
		40分を超える1時間まで	200円
		1時間を超えるとき30分までごとに	100円
		1月ごとに（定期使用の場合に限る。）	19,800円
平 十 五 町 目 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物も含め、長さ5メートル以下、高さ2メートル以下及び幅2メートル以下のものに限る。）	30分までごとに	100円

に改め、同表備考第2項中「いわき駅北口駐車場」の次に「及び並木の杜駐車場（定期使用の場合を除く。）」を加える。

別表第3を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

附 則

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定によるいわき市並木の杜駐車場に係る定期駐車券の発行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第3（第7条関係）

名称	種類	金額
平鉄北駐車場	1月券	6,600円
	3月券	18,900円
	6月券	35,700円
	12月券	63,400円
並木の杜駐車場	1月券	19,800円
	3月券	56,500円
	6月券	107,000円
	12月券	190,100円

議案第5号

令和5年度いわき市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度いわき市水道事業会計未処分利益剰余金14億3,568万3,250円のうち、6億1,478万3,168円を減債積立金に積み立て、8億2,090万82円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

議案第 6 号

令和 5 年度いわき市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について

令和 5 年度いわき市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 1,031 万 2,600 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 7 月 18 日提出

いわき市長 内 田 広 之

議案第 7 号

令和 5 年度いわき市病院事業会計決算の認定について

令和 5 年度いわき市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 7 月 18 日提出

いわき市長 内 田 広 之

議案第8号

令和5年度いわき市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度いわき市下水道事業会計未処分利益剰余金13億2,222万1,802円のうち、4億3,046万8,245円を減債積立金に積み立て、8億9,175万3,557円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

議案第9号

令和5年度いわき市地域汚水処理事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度いわき市地域汚水処理事業会計未処分利益剰余金1,386万8,658円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

また、同会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

議案第10号

令和5年度いわき市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和5年度いわき市農業集落排水事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内 田 広 之

議案第11号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会及び令和5年12月21日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）躯体工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変更前	変更後
契約金額	金194,700,000円	金213,499,000円

議案第12号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

- 1 放棄する権利 遺言者の相続財産について遺贈を受ける権利
- 2 遺言者 [REDACTED]
[REDACTED] 氏
- 3 放棄する理由 全財産を本市に寄附する旨の遺言について、遺言者の権利及び義務を負担する包括遺贈であり、遺言者の債務関係を把握することが困難であるなど、将来にわたり負担が生じるおそれがあるため、当該権利を放棄するものである。

議案第13号

福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内 田 広 之

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福島県指令市町村第1498号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

報告第1号

令和5年度いわき市水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

会計名	事業名
水道事業会計	鹿島・常磐水系幹線新設工事（第4工区）

報告第2号

令和5年度いわき市下水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

会計名	事業名
下水道事業会計	南部浄化センター汚泥脱水設備増設（機械・電気）事業 関田ポンプ場雨水ポンプ設備増設（機械・電気）事業 東部浄化センター合流ポンプ設備新設（機械・電気）事業 東部浄化センター滯水池設備新設（機械・電気）事業

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

1 損害賠償額	金434,192円
2 事由	令和6年1月18日、いわき市小島町二丁目16番の11地先の市道内郷・平線において道路管理瑕疵により発生した物損事故
3 相手方	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 氏
4 専決処分年月日	令和6年6月5日
1 損害賠償額	金474,261円
2 事由	令和6年4月5日、いわき市渡辺町上釜戸字瀬峰95番地先の県道14号いわき石川線において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
3 相手方	[REDACTED] [REDACTED] 氏
4 専決処分年月日	令和6年6月21日

- 1 損 害 賠 償 額 金85,759円
- 2 事 由 令和4年6月2日、いわき市好間町下好間字中島71番の
2地先の市道叶田・中島線において道路管理瑕疵により
発生した人身事故
- 3 相 手 方 [REDACTED]
[REDACTED] 氏 (本 人)
[REDACTED] 氏 (親権者)
- 4 専 決 処 分 年 月 日 令和6年6月21日

提出

公益財団法人いわき市教育文化事業団経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

提出

一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

提出

常磐湯本温泉株式会社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

提出

一般財団法人福島県いわき処分場保全センター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

提出

株式会社いわき市観光物産センター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年7月18日提出

いわき市長 内田広之

